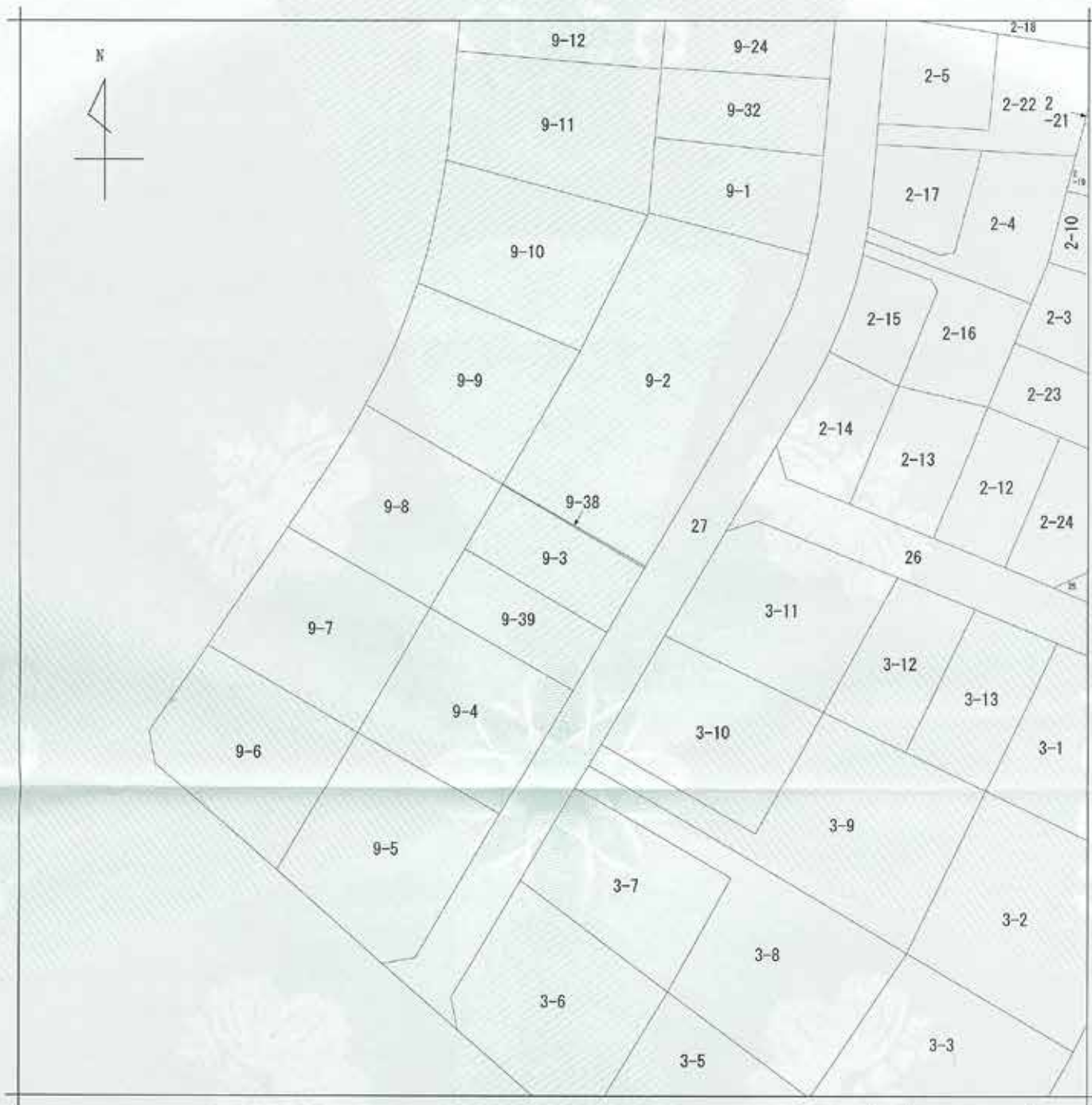
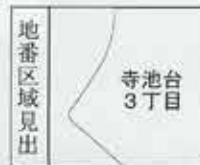




(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	富田林市寺池台三丁目				地 番	9番3			
出力縮	1/500	精 度 区 分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和44年1月1日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局富田林支局管轄)

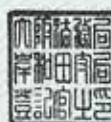
令和7年7月17日

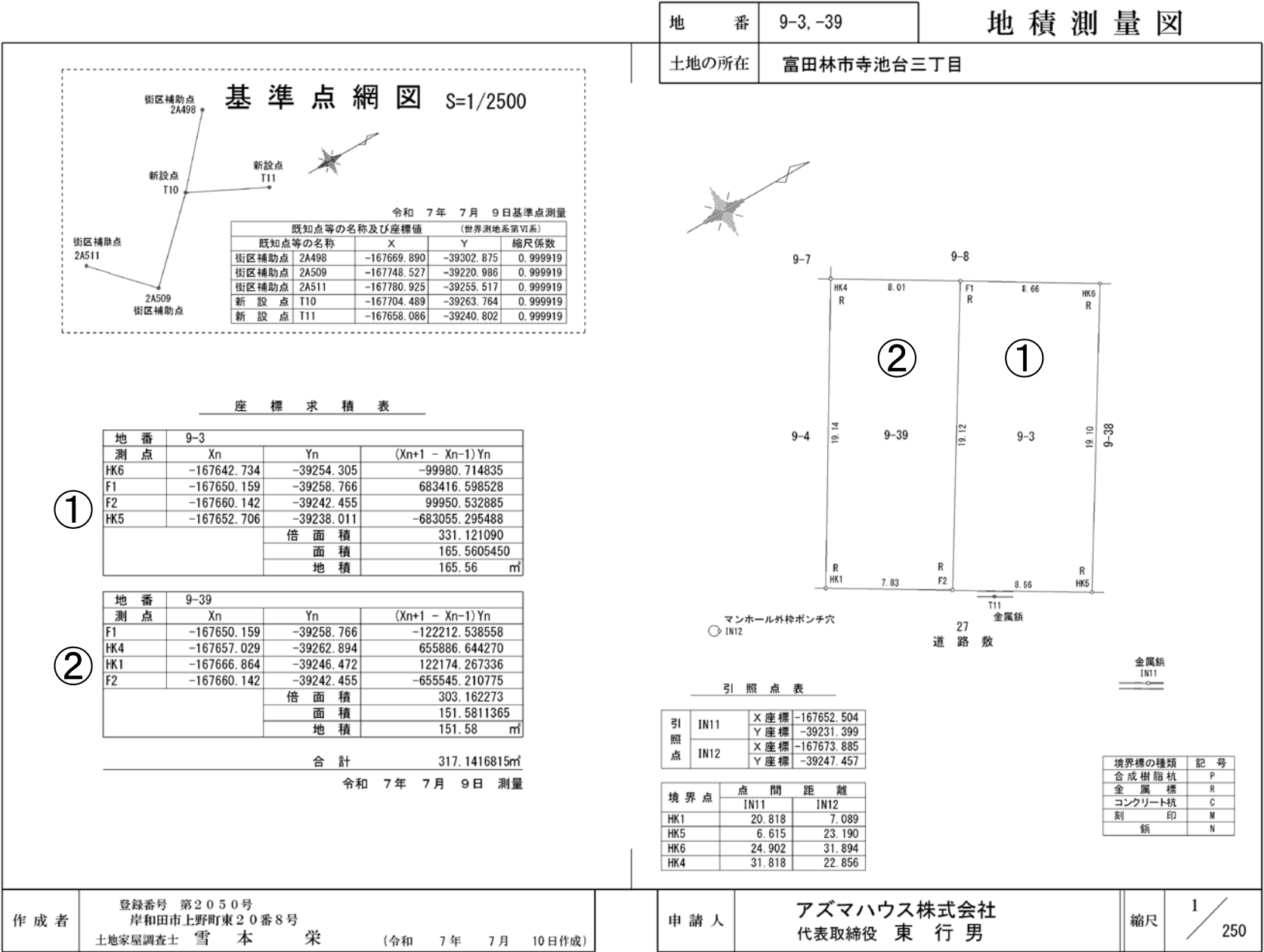
大阪法務局岸和田支局

登記官

地図整理番号：M55564

下之園秀秋





作成者

登録番号 第2050号
岸和田市上野町東20番8号
土地家屋調査士 雪本 栄 (令和 7 年 7 月 10 日作成)

申請人

アズマハウス株式会社
代表取締役 東 行 男

縮尺

1 / 250



2025/12/15 11:53 現在の情報です。

1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年10月11日	不動産番号	1223000085402
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	富田林市寺池台三丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 併	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4108番9	田	⑩	4423:	余白	
9番3	宅地		318:64	昭和44年4月30日	土地区画整理法による 換地処分 他の換地 寺池台三丁目9番4ないし同所9番 11 〔昭和44年5月2日〕
余白	余白	余白	:	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日	
余白	余白		319:89	③錯誤	〔令和6年5月22日〕
余白	余白		317:14	③9番3、9番38に分筆	〔令和6年5月22日〕
余白	余白		165:56	③9番3、9番39に分筆	〔令和7年7月14日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成13年1月26日 第854号	原因 平成13年1月26日売買 共有者 大阪府富田林市寺池台一丁目9番206-4 02号 持分5分の1 西 田 和 雄 大阪府大阪狭山市半田三丁目361番地の1 (822号) 5分の2 中 村 敏 之 大阪府富田林市寺池台三丁目9番14号 5分の2 西 田 朋 子 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年5月20日 第4784号	原因 平成13年2月1日住所移転 共有者西田和雄の住所 大阪府富田林市寺池台 三丁目9番14号 順位4番付記2号の登記を移記
付記2号	1番登記名義人表示変更	平成17年5月20日 第4785号	原因 平成17年2月21日住所移転 共有者中村敏之の住所 大阪府大阪狭山市池尻 北二丁目6番2号(101号) 順位4番付記3号の登記を移記
2	中村敏之持分全部移転	平成17年5月20日 第4786号	原因 平成17年5月18日財産分与 共有者 大阪府富田林市寺池台三丁目9番14 号 持分5分の2 西 田 朋 子 順位5番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年10月11日
3	西田和雄持分全部移転	平成25年8月14日 第19312号	原因 平成25年6月21日相続 所有者 大阪府富田林市寺池台三丁目9番14 号 持分5分の1 西 田 朋 子
4	所有権移転	平成26年7月28日 第15860号	原因 平成26年7月28日売買 所有者 大阪府岸和田市土生町一丁目4番23 号 フ ジ 住 宅 株 式 会 社
5	所有権移転	平成27年12月15日 第24602号	原因 平成27年12月15日売買 所有者 大阪府富田林市寺池台五丁目1番79

			号(306) 脇 浩 子
付記1号	5番登記名義人住所変更	令和6年6月11日 第11123号	原因 令和6年5月17日住所移転 住所 大阪府富田林市藤沢台七丁目13番12号
6	所有権移転	令和6年6月11日 第11127号	原因 令和6年6月11日売買 所有者 和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 会社法人等番号 1700-01-000122

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1(あ)	抵当権設定	平成13年1月26日 第856号	原因 平成13年1月23日保証委託契約による求償債権同月26日設定 債権額 金2,000万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 大阪府大阪狭山市半田三丁目361番地の1(822号) 中 村 敏 之 抵当権者 名古屋市中区栄二丁目3番6号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(き)第6137号 順位7番(あ)の登記を移記
付記1号	1番(あ)抵当権移転	平成17年5月20日 第4787号	原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 ユーエフジェイ信用保証株式会社 順位7番(あ)付記1号の登記を移記
1(い)	抵当権設定	平成13年1月26日 第856号	原因 平成13年1月26日保証委託契約による求償債権同日設定 債権額 金2,000万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 大阪府富田林市寺池台三丁目9番14号 西 田 朋 子 抵当権者 名古屋市中区栄二丁目3番6号 ミリオン信用保証株式会社 共同担保 目録(き)第6138号 順位7番(い)の登記を移記
付記1号	1番(い)抵当権移転	平成15年2月25日 第1658号	原因 平成14年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 ユーエフジェイ信用保証株式会社 順位7番(い)付記1号の登記を移記
2	1番(あ)抵当権抹消	平成17年5月20日 第4788号	原因 平成17年5月20日解除 順位8番の登記を移記
3	1番(い)抵当権抹消	平成17年5月20日 第4789号	原因 平成17年5月20日解除 順位9番の登記を移記
4	抵当権設定	平成17年5月20日 第4790号	原因 平成17年4月11日保証委託契約に基づく求償債権平成17年5月20日設定 債権額 金3,300万円 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 大阪府富田林市寺池台三丁目9番14号 西 田 朋 子 抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 ユーエフジェイ信用保証株式会社 共同担保 目録(く)第3188号 順位10番の登記を移記
	余 白	余 白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年10月11日
5	4番抵当権抹消	平成21年1月28日 第1771号	原因 平成21年1月28日解除
6	抵当権設定	平成21年1月28日 第1772号	原因 平成21年1月19日保証委託契約による求償債権の平成21年1月28日設定 債権額 金2,500万円 損害金 年14%(年365日日割計算) 債務者 大阪府富田林市寺池台三丁目9番14号 西 田 朋 子

			抵当権者 <u>東京都港区六本木六丁目1番21号</u> <u>SMB C信用保証株式会社</u> 共同担保 <u>目録(特)第6519号</u>
7	6番抵当権抹消	平成26年7月28日 第15859号	原因 平成26年7月28日解除
<u>8</u>	<u>抵当権設定</u>	平成27年12月15日 第24603号	原因 平成27年12月15日保証委託契約に 基づく求償債権平成27年12月15日設定 債権額 <u>金2,500万円</u> 損害金 <u>年1.4%(年365日日割計算)</u> 債務者 <u>大阪府富田林市寺池台五丁目1番79</u> <u>号(306)</u> <u>脇 浩 子</u> 抵当権者 <u>東京都文京区本郷三丁目18番14</u> <u>号</u> <u>三菱UFJ住宅ローン保証株式会社</u> 共同担保 <u>目録(特)第74号</u>
9	8番抵当権抹消	令和6年6月11日 第11124号	原因 令和6年6月11日解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/12/12 15:49 現在の情報です。

2

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	1223010079158
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	富田林市寺池台三丁目			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
9番39	宅地	151:58	:	9番3から分筆 〔令和7年7月14日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	令和6年6月11日 第11127号	原因 令和6年6月11日売買 所有者 和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 会社法人等番号 1700-01-0001 22 順位6番の登記を転写 令和7年7月14日受付 第13568号

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。